

令和3年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和3年4月28日（水曜日）

- 日時 令和3年4月28日 午後1時00分開会
○場所 議場
○議件
1. 議案第1号 令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分
 2. 議案第2号 令和3年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
 3. 議案第3号 網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
 4. 議案第4号 網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 5. 報告第2号 令和3年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について

健康福祉部次長 永 森 浩 子
戸籍保険課長 渡 邊 眞知子
戸籍保険課参事 田 中 靖 久
健康推進課長 今 野 多賀子
介護福祉課長 野 呂 俊 広
子育て支援課長 高 畑 公 朋
子育て支援課参事 小 沼 麻 紀

○事務局職員

事務局 長 林 幸 一
次 長 石 井 公 晶
総務議事係長 法 師 人 絵 理
総務議事係主査 寺 尾 昌 樹

○出席委員（7名）

委員 長 永 本 浩 子
副委員 長 近 藤 憲 治
委 員 金 兵 智 則
工 藤 英 治
平 賀 貴 幸
古 田 純 也
村 椿 敏 章

○欠席委員（0名）

○議 長 井 戸 達 也

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（5名）

川原田 英 世
栗 田 政 男
澤 谷 淳 子
松 浦 敏 司
山 田 庫 司 郎

○説明者

副 市 長 後 藤 利 博
市民環境部長 武 田 浩 一
健康福祉部長 桶 屋 盛 樹

午後1時00分開会

○永本浩子委員長 ただいまから、文教民生委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、付託されました議案4件、報告1件を審査いたします。

それでは初めに、議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち、新型コロナウイルス感染症検査事業の説明を求めます。

○今野多賀子健康推進課長 議案資料9ページ、資料1号を御覧願います。

令和3年度一般会計、健康管理費補正予算、新型コロナウイルス感染症検査事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。国の補正予算及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の抗原検査を行う65歳以上の高齢者に対しまして、検査費用の一部を助成するため必要な経費を追加補正するものであり、金額は408万8,000円となります。

本事業につきましては、感染症指定医療機関に導入した抗原定量検査機器を活用し、ワクチン接種により感染状況が安定するまでの間、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、重症化リスクのある高齢者の不安解消を目的としておりますが、このたび補助申請を進めていた国の疾病予防対策補助金、一定の高齢者等への検査助成事業の内示があったため、高齢者のみを対象とした検査費用の助成事業と

して必要な経費を追加補正するものであります。

高齢者に対する検査費用の助成につきましては、令和2年度に創設した、新型コロナウイルス感染症検査事業で対応することとしておりましたが、当該事業の年度内完了が見込めず、令和3年度への繰越事業となったため、財源補正ができないことから、今回の追加補正に至ったものであります。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、(1)歳出予算に記載のとおりとなります。歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)の歳入予算に記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 国からの内示があったということなのですが、検査費用の一部を助成ということで、これは幾らの、半分が助成されるとか、金額とかその辺を確認したいのですけれども。

○今野多賀子健康推進課長 検査費用9,000円のうち4,500円を市が補助しまして、本人負担が4,500円というものであります。

○村椿敏章委員 国のほうからの内示があったというところでいくと、国のほうから半分の助成が出たということですか。市がまたその4,500円を負担して、実際には高齢者の負担はゼロ円になるというようなものではないのですか。

○今野多賀子健康推進課長 本人負担4,500円のうち、その2分の1が国の補助となりますので、でも本人…

○永森浩子健康福祉部次長 9,000円のうち4,500円が、半分を市が負担しているものなのですけれども、そのさらに半分である2,250円ほどになるのですけれども、その額が国から補助されるものというふうに認識しております。

○村椿敏章委員 わかりました。

それでしたら、4,500円の半分の負担でお年寄りの方は、検査ができるというふうに受け取っていいということですね。

○永本浩子委員長 違います。

村椿委員、ちょっと内容が違うようなので。

○桶屋盛樹健康福祉部長 この検査事業につきましては、令和2年度に創設した事業でありまして、当時ですね、この一定高齢者の検査の助成事業という

のがあったのですが、ちょっと令和2年度には乗れなかったものですから、令和3年度に終わる見込みがなかったもので、繰り越した時点で令和3年度もこの一定の高齢者に対する検査事業が国でも行うというようなことがありましたので、既存の事業の財源確保という意味で補助申請をしたら、内示を受けたというような内容でございます。

本来であれば、既存事業の財源だけでできればよかったのですが、令和3年度に繰り越した事業については、補正予算ができないというようなことがありましたので、高齢者の事業を別立てに、同じ事業にはなるのですが、施設従事者等の事業と高齢者事業とは別立てで今回計上したというような内容となります。

それで、先ほども説明していますが、検査費用については9,000円、それで市負担4,500円、高齢者負担が4,500円になるのですが、そのうち市が持ち出す4,500円の2分の1が、国からの財源補填というようなことで入ってくるというような内容であります。

○村椿敏章委員 わかりました。

この事業の対象者は何人になるのでしょうか。対象となる方の人数を。

○今野多賀子健康推進課長 施設等を除いた、一般の方の検査分1,400人のうち、高齢化率の32.3%をかけた450人が対象となります。

○村椿敏章委員 わかりました。

あとですね、令和2年度の補正で付けている4,400万円の検査事業のほうなのですけれども、実際に検査をされた方の人数、実績は何人でしょうか。

○今野多賀子健康推進課長 先週の時点で970人ほどとなっております。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですのでお諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、新型コロナウイルス感染症検査事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第2号令和3年度網走市国民健康保険特別会計補正予算、傷病手当金について説明を求めます。

○田中靖久戸籍保険課参事 続きまして、議案資料第1号の資料11ページを御覧ください。

令和3年度国民健康保険特別会計、傷病手当金補正予算、傷病手当金について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、国民健康保険被保険者のうち新型コロナウイルス感染症への感染や発熱等の症状があり、感染が疑われる被用者、給与所得者に対し傷病手当金を支給するため、次の経費を追加補正するものであります。

傷病手当金につきましては、被用者が加入している協会健保等の、いわゆる社会保険においては制度化されておりますが、国民健康保険においては様々な就業形態の被保険者が加入していることから、制度化されておられません。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、被用者が感染した場合や感染が疑われる場合、療養に専念しやすい環境を整備するため、国民健康保険においても時限的に実施するもので、このたびの国の財政支援に関わる対象期間が6月30日まで延長されたことに伴い、令和2年度に引き続き今年度も実施するものであります。国民健康保険における傷病手当金は、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり、感染が疑われる場合で、療養のため労務に服することができない期間の4日目以降の勤務予定日数に1日分平均給与額の3分の2に当たる額を乗じて支給するものであります。

2の補正額であります、(1)の歳出予算につきましては、支給する傷病手当金として総額170万8,000円とし、財源内訳は全額国庫補助金であります。

(2)の歳入予算につきましては表に記載のとおりであります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 まず予算上、何人くらいを想定しての予算組みなのかを伺いたいと思います。

○田中靖久戸籍保険課参事 今回の補正予算の編成に当たりましては、想定人数として11人を想定しております。

○平賀貴幸委員 ないほうがいいのですけれども、それを上回るときにはまた改めて財源というか、補

正予算を組んでいくという考え方で、今回はまず提案という形で理解してよかったですか。

○田中靖久戸籍保険課参事 今の感染状況とかを考へまして、今後拡大とかすることも考えられますので、その際には財政課とも協議の上、補正予算等については検討していきたいと考えております。

○平賀貴幸委員 理解いたしました。

1点だけ確認させていただきたいのですが、就労をすることが難しい方に対してということなのですけれども、例えば無症状で自宅待機をせざるを得なくなった方、それから宿泊療養施設での療養をすることになった方、その方々も今回のこれについては、国保の対象者であれば支給対象になるというふうに理解してよかったですか。

○田中靖久戸籍保険課参事 新型コロナウイルス感染症に感染した場合については、当然医療保険の範囲と考へますので支給の対象になるというふうに考へております。

○平賀貴幸委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、なきようですのでお諮りいたします。

議案第2号令和3年度網走市国民健康保険特別会計補正予算、傷病手当金については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第3号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○田中靖久戸籍保険課参事 続きまして、議案資料2号の12ページを御覧ください。

議案第3号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきまして御説明いたします。

改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険料の減免に係る特例の延長及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律、令和3年法律第5号の施行に伴う規定の改正を行うため、当該条例の所要の改正を行うものであります。

改正の内容でございますが、1点目としまして被保険者等が新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等において、減免申請期限にか

かわらず減免することができる特例について、国の財政支援延長により減免の対象年度が令和3年度分まで、納期限が令和4年3月31日まで延長されたことから、期間の改正を行うものであります。

2点目としまして、改正法により引用していた新型コロナウイルス感染症の定義の規定が削除されたことから、国が示す定義への文言改正を行うものであります。

改正の部分につきましては、次ページの新旧対照表で御確認をお願いします。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、改正後の附則第7条の規定は、令和3年4月1日から適用するものとします。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

それでは、なきようなのでお諮りいたします。

議案第3号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第4号網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○野呂俊広介護福祉課長 議案資料14ページ、資料3号を御覧ください。

議案第4号網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

1、趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者における介護保険料の減免に係る特例の延長に伴う規定の改正を行うため、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

2、内容でございますが、第1号被保険者が新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合等における減免の特例について、減免の対象年度が令和3年度分まで、また納期限が令和4年3月31日まで延長されたため、期間の改正を行うものでございます。

3、施行期日につきましては、公布の日から施行し、改正後の網走市介護保険条例附則第8条の規定

は、令和3年4月1日から適用するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、資料下段に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 この減免ですけれども、令和2年度の実績は何人なのですか。

○野呂俊広介護福祉課長 昨年度の介護保険の保険料の減免の実績でございますけれども、18名で109万1,700円の減免を行ったところでございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようなのでお諮りいたします。

議案第4号網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

報告第2号令和3年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について説明を求めます。

○小沼麻紀子育て支援課参事 議案資料16ページ、資料6号を御覧ください。

令和3年度一般会計、児童福祉費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の補正予算に係る専決処分につきまして御報告いたします。

1の補正及び専決処分の理由であります。国の新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、その実情を踏まえた緊急支援といたしまして、児童扶養手当を受給するひとり親世帯などに特別給付金を支給するため、次の経費を追加補正することとし、緊急を要することから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

今回の子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯分につきましては、児童扶養手当を受給している方などを対象といたしまして児童1人当たり5万円を支給するものであり、金額につきましては事務費200万円と給付金3,000万円の合計で3,200万円となります。

2の補正額であります。1歳出予算に記載のとおりとなり、財源は全額国庫補助金となりま

す。

歳入予算におきましては、(2)歳入予算に記載のとおりとなります。

3の専決処分年月日であります、令和3年4月15日付けで専決しております。

なお、児童扶養手当を受給しての方には4月26日に支給をいたしました。

その他の申請が必要な方については、準備が整い次第受付支給をいたします。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

報告第2号令和3年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告については、全会一致により報告承認すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午後1時20分休憩

午後1時21分再開

○永本浩子委員長 それでは、再開いたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち、スクールバス密集対策事業について説明を求めます。

○小松広典学校教育課長 議案資料の10ページを御覧願います。

令和3年度一般会計補正予算のうち、教育委員会費スクールバス密集対策事業について御説明申し上げます。

補正の理由につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染予防対策として登校時のスクールバスを増便するため、追加補正しようとするものでございます。

事業の内容について御説明いたします。

登校便の増便につきましては、昨年6月から本年春季休業に入る前まで実施しておりましたが、本年度も同様に能取線に1台、それから稲富・山里・昭和線と中園・東網走線の2路線に対して1台、音根内・丸万線と清浦線の2路線に対して1台、二見ヶ岡・嘉多山線と嘉多山・越歳線の2路線に対して1

台の計4台を増便する内容でございます。

浦士別線については変更ありません。

また、下校便につきましては、各路線とも3便運行しており、分散されているため変更することなく進めていくということにしております。

なお、増便運行につきましては、既定予算により4月から運行しているものでございます。

増便運行する期間につきましては、9月中までとしまして、補正額につきましては1,617万円、財源につきましては2の(1)のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですのでお諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、スクールバス密集対策事業については全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

以上で文教民生委員会閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後1時24分閉会